2020年12月

会員各位

甲子園テニスクラブ

**「甲子園テニスクラブ規約」改正について**

　2020年12月1日付けで、当甲子園テニスクラブの規約を一部改正させて頂きます。

改正箇所：第１４条

【**改正前**】

**「休日」**

　・第14条　当クラブの休日は、週１回（木曜日）とする（定休日が祝祭日と重なった場合は営業日とし、翌日を休日とする。）他、当クラブで特に定めた日及び毎年12月31日・1月1日は休日とする。

　２．当クラブは、コートの改修、大会等のため臨時にコート利用の全部又は一部を制限　　　　できるものとする。

【**改正後**】

**「休日」**

　・第14条　当クラブの休日は、週１回（木曜日）とする（定休日が祝祭日と重なった場合

営業日とし、翌日を休日とする。）他、当クラブで特に定めた日及び毎年12月30日・

31日・1月1日・2日・3日は休日とする。

　　２．当クラブは、コートの改修、大会等のため臨時にコート利用の全部又は一部を制限

できるものとする。

以上